### 地域のつながり! 減量のたのしさ!!

# =きしわだ=推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

平成 25 年 (2013 年)

第 19 号

(9月発行)

編集と発行 岸和田市生活環境課 電話 072 (423) 9465

# 『地区別研修会』 市内 10 会場にて開催いたしました

7月23日(火)より8月1日(木)までの期間、市内10会場にて「平成25年度 地区別研修会」を開催いたしました。連日の猛暑日が続いた暑い中、110名の方にご出席いただきました。

今年度は、プラスチック製容器包装の分別について、家庭における排出時の注意点や、容器包装リサイクルの概要、リサイクルの実際について簡単にまとめられた、「容器包装リサイクル協会」による「分別排出のポイント」と題された映像をご覧いただきました。

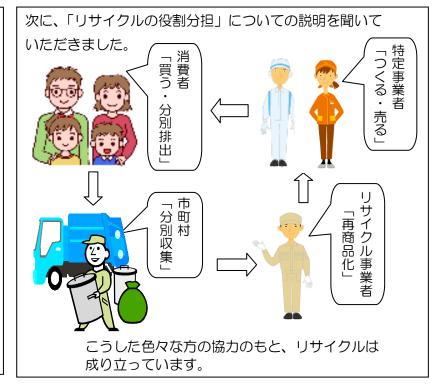
まず始めに、容器包装リサイクルについて の説明をご覧いただきました。

プラスチック製容器包装リサイクルは、「容器包装リサイクル法(**容リ法**)」をもとに行われています。

この法律は、家庭から出るごみの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度をつくることにより、ごみを減らし、資源を有効に利用するため、平成7年につくられた法律です。

ビン・PET・紙製容器・プラスチック製容器が対象となります。





プラスチックリサイクルの方法には、大きく分けて2種類の方法があります。

- ●材料リサイクル (マテリアルリサイクル)加熱して、運送用パレットや農業・ 園芸用資材などに再商品化されています。
- ●ケミカルリサイクル元の化学原料に戻して再利用されています。

次に、「リサイクルの実際」として説明がありました。

リサイクル工場では、細かいものの選別は機械では難しいため、多くの施設で人の手による手選別が実施されています。そのためプラスチックごみに、ガラス・刃物などが混ざっていると非常に危険です。この先、まだ作業をしていることの認識を持って、しっかり適正に分別を行い、排出していただきたいと映像の中でも説明がありました。

岸和田市の場合も、廃プラスチックごみの搬入先であります「関西リサイクル環境事業協同組合(貝塚市二色中町)」では、人の手による手選別が行われています。

リサイクルの基本は「関わる人がそれぞれのルールを守ること」 収集された後のことも考えて、きちんと分別排出していきましょう。 プラスチック製容器包装とは マークが対象となり、分別の基準「分別排出のポイント」として、下記①~③の3点が挙げられます。 「

①物をいれ、または包むもの

- ②中身が商品
- ③商品が消費されたら不要になる

ご覧いただいた映像による説明では、弁当などに付属されているプラス

例として、コンビニなどで売っている「お弁当」について説明がありました。

「容器とフタ」「しょうゆ・ソースなどの小袋」「わり箸のビニール袋」 などは左記の①②③、3つともあてはまるのでプラスチック製容器包装の対象商品となります。

チック製のスプーンやフォークは、「入れるもの」や「包むもの」ではないのでプラスチック製容器包装には該当しないとの説明でした。他にも例として、洗剤に付いている計量スプーンは「洗剤の量を測るために欠かせないもの」であり、商品の一部と考え該当しない。また、クリーニングの袋などは、中身の服は自分のものであり、商品でないため該当しないとの説明でした。

しかし現在、岸和田市では マークが付いた「**容リ法** 該当商品」以外のプラスチック製品について も、「汚れがなく、キレイな状態」であれば「プラスチック類回収日」に出していただいて結構です。しかし、 汚れが付着し、簡単な水洗いなどで取り除けないものに関しましては「普通ごみ」に出していただきますようお 願いしております。

#### ポイントとして「汚れをチェック」

汚れがあるかどうかを見極める事が大切。簡単に汚れが落とせる ものは、次のステップ1~3のチェックを行ってください。

ステップ! 水でさっと洗う、または、簡単にふき取る

ステップ2水気を取り、汚れを確認ステップ3きれいになっているのを確認

肉や魚などのトレー類に貼られているシールなどは、リサイクルの過程で取り去ることが出来るため、きれいにはがれない場合は、そのまま出しても大丈夫です。

○ケチャップ・マヨネーズや歯みがき粉などのチューブ類、そしてシャンプーや食器用洗剤、ソースなどのボトル類には、使い残しや、□元・ノズルなどに汚れが残っている事がよくあります。

キャップ類をはずせる場合はキャップをはずし、中身を確認してください。

○ラーメン・味噌などのカップ類

最近は、カップ麺の容器も紙で出来たものがあります。表示マークを確認してから捨てるようにしましょう。 いずれも、上記 ステップ1~3 を実行し、きれいになったかを確認してから捨ててください。

《一番大切なことは、使い切ること。汚れが落ちない場合は、「普通ごみ」として出して下さい》

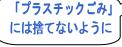
最後に、注意してほしいこととして・・・。

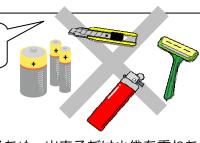
- ●かみそりやカッター、ガラス片などの危険物
- ●ライターや電池など、発火の可能性があるもの
- ●最近、在宅医療の増加に伴う点滴チューブや注射器

これらは絶対にプラスチックごみには出さないようにお願いいたします。

また、何重にも袋を重ねたりして出されると分別選別の際、非常に手間となるため、出来るだけ小袋を重ねたりはしないでいただきますようお願いします。

きちんと分けて出すことで、ごみではなく、リサイクル可能な資源として生まれ変わります。





研修会では、映像をご覧いただいた後、当日会場にて配布いたしました「研修会資料」をもとに、岸和田市での一般家庭ごみ排出量の推移について、また、その他事業内容に関する資料説明も行いました。その後の質疑応答では、ごみの出し方や分別方法に関する質問や、違反ごみ・不法投棄など、各地域におけるごみの問題について多くの意見が寄せられました。

廃棄物減量等推進員の任期は2年任期となっており、現在の方は、来年5月30日までの任期となっております。従って来年早々には、町会長・自治会長の推薦により、新たな推進員の選出を行っていただく事になっております。

岸和田市では、平成 24 年度に 354 名の廃棄物減量等推進員の委嘱を行い、今回の「地区別研修会」や「活動報告書」の提出等をはじめ、各地域におけるごみ減量化・分別の徹底など、地域住民のリーダーとして市とのパイプ役となる役割を担っていただいております。

「ごみをどう処理するか」という従来の視点から、「ごみの発生をどう抑制するか」という視点へと変換し 新たに設けられた制度でありますが、本市のごみ減量化・再資源化に向け今後もご協力いただくと共に、地 域住民の皆さんに対する啓発や、地域での活動に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

#### 地区別研修会 会場別 参加人数

校区		会場	参加人数
			多加入数
城北 新条 大宮	7月23日(火)	新条地区公民館	10名
八木 八木北 八木南	7月24日(水)	久米田池交流資料館	22名
東光 朝陽	7月25日(木)	ふれあいセンター朝陽	7名
城内 浜 中央	7月26日(金)	中央地区公民館	13名
山直北 山直南 城東	7月27日(土)	山直市民センター	15名
春木 大芝	7月28日(日)	春木市民センター	14名
山滝	7月29日(月)	山滝支所	5名
光明常盤	7月30日(火)	光明地区公民館	8名
旭太田	7月31日(水)	東岸和田市民センター (旭地区公民館)	10名
東葛城 修斉 天神山	8月1日 (木)	有真香会館 (葛城地区公民館)	6名

## リユース (再利用) 品の無償譲渡会を開催しました。

毎回、好評を得ております「リユース品」の無償譲渡会。市民の皆様から提供していただいた「キズもなく状態もきれい、捨てるにはもったいない・・・」といった机、タンスなどの家具類を中心に雑貨・日用品などを展示、希望者に抽選で再利用していただいております。2月に続き今年2回目として、8月21日(水)・22日(木)の2日間開催しました。今回は展示品数約190点、2日間で約300名の方にご来場いただきました。

一緒に付き添ってきた子供たちのために、おもちゃ類の展示品も揃え、他にも「ヨーヨー釣り」や「スー

パーボールすくい」のコーナーを設けるなど楽し んでいただきました。

翌23日(金)には岸和田市消費生活研究会の 方々のご協力をいただき公開抽選を行いました。 5倍前後の倍率となった展示品も10数点ほどあ り、中には10数倍の高倍率となった展示品も数 点ございました。え



当課では引き続き、市民の皆様からのリユース品 提供を受付けています。「捨てるにはもったいな い・・・」「買ったけど全然使わなかった」など、 状態の良いタンス・机などの家具類・日用品があれ ばご提供していただきますようお願いしておりま す。(電化製品・自転車は、受付・展示とも行って おりません)

平成 25 年度(第2回) 廃食用油 回収日程表 ※平成 26 年以降の分は次号(12月)に連載予定。

10月27日(日曜日)	旭・太田
11月3日(日曜日)	新 条 ・ 八木北 (吉井町を含む・新小松里町を除く)
11月10日(日曜日)	山直北 ・ 城 東
11月17日(日曜日)	大 宮 ・ 山直南
11月24日(日曜日)	光 明 ・ 天神山
12月1日(日曜日)	中 央 ・ 浜 ・ 城 内 (野田町 含む)
12月8日(日曜日)	朝陽・東光 (野田町除く・藤井町については変更となる場合あり)
12月15日(日曜日)	春 木 ・ 大 芝・城 北(吉井町を除く)